

農産加工品の開発・製造・販売の費用を補助します

付加価値の高い特産品の開発、販路の拡大、規格外農産物の活用のために、市内農業者等が行う市内産農畜産物を使用した新たな農産加工品の開発、製造、販売等の費用の一部を補助します

(1) 補助対象経費と補助率



レシピ開発等の委託費



デザイン開発の委託費



製造委託費



成分分析費



包装・ラベル作成費



PR、販路拡大の費用



既存の農産加工品の
リニューアル費用

× 1/2

認定農業者・
新規就農者等(※)

2/3

補助上限額:10万円

補助対象外

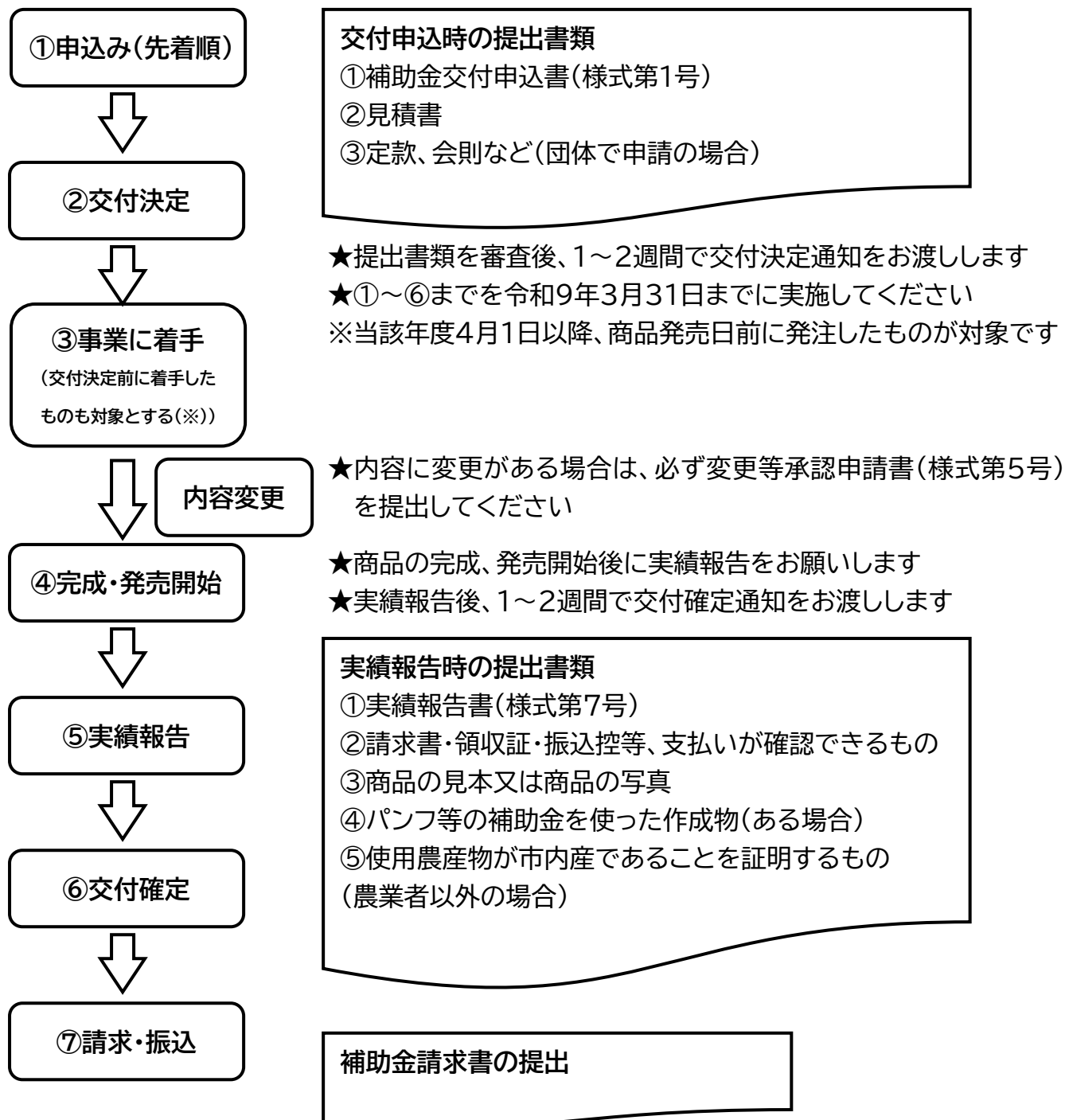
- ① 同一世帯及び3親等以内の親族に対する支出
- ② 関係法令の基準を満たさないもの
- ③ 施設整備費、機械購入費、旅費、燃料費、食糧費、人件費、報償費、経常的な経費
- ④ 既存の加工品の製造費等
- ⑤ 使用実績のないもの
- ⑥ 消費税及び特別地方消費税

※ 新規就農者は、認定新規就農者または申込の直近5年以内に東京都新規就農者奨励賞もしくは清瀬市農業後継者顕彰を受賞した農業者を対象とします。また、農業者団体による申込みも補助率2/3となります。

(2)補助対象者

- ①農業者 次のア～ウの全てを満たす方
 - ア.清瀬市内に住所を有していること
 - イ.市内で10a以上の農地を耕作し、経営していること
 - ウ.農業従事日数が年間60日以上であること
- ②農業団体
農業者が主たる構成員又は出資者となっている法人及び任意団体(規約等があるもの)
- ③市内に主たる事業所又は生産施設を有し、農産加工品の開発、製造、販売を行う事業者
※いずれも、申込者が表示責任者となる加工品が対象です。

(3)申込みから交付まで



(4)問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課農政係 042-497-2052 (市役所本庁舎2階)